

# 職域接種について

---

## 1 概要

新型コロナウイルスワクチンの接種に関する地域の負担を軽減し、接種の加速化を図るため、賛同する企業や大学等において職域単位でワクチン接種を実施するものです。職域接種にあたっては、医療従事者や会場などを企業や大学等が自ら確保し、自治体の接種事業に影響を与えないこととされています。

## 2 企業等が職域接種を実施するにあたって（実施要件）

- (1) 医療従事者や会場運営スタッフ等、必要な人員を企業や大学等が自ら確保すること。また、副反応報告などの必要な対応を行うことができること。
- (2) 接種場所・動線等の確保についても企業や大学等が自ら確保すること。
- (3) 社内連絡体制・対外調整役を確保すること。（事務局を設置すること。）
- (4) 同一の接種会場で2回接種を完了すること、最低2000回（1000人×2回接種）程度の接種を行うことを基本とする。
- (5) ワクチンの納品先の事業所でワクチンを保管の上、接種すること。

## 3 申請方法

申請は、政府が作成した専用WEB入力フォーム (<https://ova.gbiz.go.jp/>) に必要事項を入力していただきます。

ただし、政府ホームページによると、6月25日（金）午後5時から、職域接種に係る新規の申請の受付を一旦休止しています。

## 4 お問い合わせ

- 申請等に関するご相談は業界・業種毎に各省庁で受け付けています。詳細については、首相官邸ホームページ「新型コロナウイルスの職域接種の総合窓口 ([https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/shokuiki\\_sesshu.html](https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/shokuiki_sesshu.html))」をご覧ください。
- 静岡県の連絡調整窓口は、静岡県 健康福祉部 感染症対策局 新型コロナウイルス対策課 機動第3班 です。  
電 話：054-221-2218  
メール：taisaku-vaccine@pref.shizuoka.lg.jp
- 新型コロナウイルスワクチン等の予防接種は医療行為であり、接種会場は診療所の開設又は巡回診療の届出が必要ですので、静岡市保健所へご相談ください。詳しくは[こちら](#)。

## 5 ワクチンを受けていない人に対する差別的扱いの防止

新型コロナウイルスワクチンの接種は強制ではなく、接種を受ける方の同意がある場合に限り接種が行われます。職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていないことを理由に、職場において解雇、退職勧奨、いじめなどの差別的な扱いをすることは許されるものではありません。

特に、事業主・管理者の方におかれては、接種には本人の同意が必要であることや、医学的な事由により接種を受けられない人もいることを念頭に置いて、接種に際し細やかな配慮を行うようお願いいたします。

(相談窓口)

政府では、人権相談窓口や総合労働相談コーナーにおいて、ワクチン接種を受けていない人に対する差別的な扱いや、感染者に対する偏見・差別など、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な偏見、差別、いじめ等の被害にあった方からの相談を受け付けています。

困った時は一人で悩まず、相談してください。

法務省相談窓口 ([http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken02\\_00022.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken02_00022.html))

・職場におけるいじめ・嫌がらせになどに関する相談窓口

厚生労働省総合労働相談コーナー

(<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>)